

【都市政策課長】

委員の皆様方、こんにちは。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本部会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、岐阜県都市政策課長の渡瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以後、着座にて進めさせていただきます。

現在、委員 10 名中 6 名のご出席をいただき定足数に達しておりますので、ただいまから第 17 回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会を開催させていただきます。

なお、岡田委員、北田委員におかれましては、本日は事前に欠席と伺っております。また、新田委員におかれましては、直前ですけれども急きょ本日は欠席とご報告を頂いております。

高木委員におかれましては、事前に、所要により本日の部会に遅れて出席いたしますとご連絡を頂いておりますので、ご報告させていただきます。

本日の会議につきましては、報道関係者 2 名の方が傍聴されておりますので、ご報告させていただきます。

また、撮影等について報道関係者から申し出がありましたので、部会長に確認させていただき、会議冒頭部分の撮影について許可をいただいておりますのでその旨、ご報告させていただきます。

まず最初に、本専門部会の委員及び専門委員の皆様方の任期についてご報告申し上げます。

皆様におかれましては、昨年 11 月末で 2 年間の任期が満了しましたが、引き続き 12 月から平成 27 年 11 月末まで向こう 2 年間のご就任を頂いたところでございます。

部会長につきましては、岐阜県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項に基づき岐阜県都市計画審議会会長の指名により、前回から引き続き篠田先生に、また、副部会長につきましては、環境影響評価専門部会運営要綱第 4 条第 2 項に基づき、篠田部会長からの指名により高木先生にご就任頂きましたことをご報告申し上げます。

それでは、本日の専門部会の議題でございますが、前回の専門部会に引き続き、一般国道 19 号瑞浪恵那道路の環境影響評価についてのこの 1 件でございます。前回と同様に、事業者である多治見砂防国道事務所のみなさまにもご出席いただいております。

(報道関係者撮影)

【都市政策課長】

それでは、議事に入ります前に本日の配布資料の確認をさせていただきます。

お配りしています資料ですが、一番上から、議事次第、出席者名簿、配席図、専門部会運営要綱、資料1として一般国道19号瑞浪恵那道路環境影響評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応（案）、資料2として、一般国道19号瑞浪恵那道路環境影響評価書の補正（案）〔補正箇所抜粋〕、またお手元に両開きのパ
イプ式ファイルでお配りしております一般国道19号瑞浪恵那道路環境影響評価書（案）・要約書（案）でございます。

配布資料に過不足のある方ございましたら、事務局までお知らせください。

（確認）

それでは、本日の専門部会の審議をお願いしたいと思います。篠田部会長よろしく願
いします。

【篠田部会長】

皆さん、こんにちは。

それでは、審議に入りさせていただきますが、その前に本日の専門部会の議事録署名者
を指名したいと思います。

部会長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【篠田部会長】

ありがとうございます。

一任いただきましたので、本日の議事録署名者は梶浦専門委員と福井専門委員のお二人
をお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

本日の審議内容は、大きく分けますと、議事次第に書いてありますように、二つござい
ます。

まず、一つ目として「国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応（案）」、二つ目として「評価書の補正（案）」となります。

まず、一つ目の『国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応（案）』について、事務局からの説明をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

はい、岐阜県都市政策課の上田と申します。よろしくお願ひいたします。

すいませんが、座って説明させていただきます。

それではまず始めに、環境影響評価手続について、前回の専門部会以降の経過をご報告させていただきます。

前方のスクリーンをご覧ください。

昨年9月10日にご審議いただいた環境影響評価書を、9月18日に国土交通大臣へ送付いたしました。その後、国土交通大臣は、環境大臣の意見を踏まえて、12月6日付けで国土交通大臣及び都市計画同意権者意見を、岐阜県にいただきましたので、本日は、まず一つ目の議題として、国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応（案）について、二つ目の議題として、評価書の補正（案）についてご審議をお願いいたします。

それでは、大臣意見に対する都市計画決定権者の対応案についてご説明させていただきます。

お手元のA4の資料1をご覧ください。

国土交通大臣意見とは、道路事業を所管する道路担当部局側の意見であり、都市計画同意権者意見とは、同じく国土交通省ではあるものの都市計画担当部局側の意見でございます。

評価書についての国土交通大臣及び都市計画同意権者意見は、八項目ありました。

国土交通大臣及び都市計画同意権者の意見を左の欄に、それに対する都市計画決定権者の対応案を右の欄に記載しておりますので順番にご説明させていただきます。

全体として都市計画決定権者の対応案は、国土交通省からの意見をそのまま反映させた内容としておりますが、一部表現を変えていますので、適宜、補足しながらご説明いたします。

始めに、1頁目の一番上の総論についてですが、大臣からの一点目の意見は、「(1) 調査・予測・評価の再実施について 事業実施までに交通の状況や猛禽類の営巣状況等につ

いて変化する可能性があることから、生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。」でございます。

これに対しまして、右の欄でございます。都市計画決定権者の対応案としましては、「生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。」とさせていただいております。

大臣からの二点目の意見は、

「(2) 環境保全措置の具体化について 今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにするとともに、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、(1) の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映すること。」でございます。

これに対して、都市計画決定権者の対応案としましては、「今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。

また、環境保全措置に関する具体化の検討を行う時期等については評価書に記載しました(評価書 8-2-14 頁、8-5-9 頁、8-8-93 頁、8-9-78 頁、8-10-36 頁、8-10-37 頁、8-13-4 頁参照)。

なお、環境保全措置の具体化の検討を行うにあたって得られた専門家からの意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等については、環境影響評価法第三十八条の二及び三の規定により適切に公表し、透明性及び客観性を確保します。

また、(1) の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映します。」とさせていただいております。

2 頁目の各論についてですが、三点目の意見として(1) 動物・植物・生態系について、①水の濁りについて、「対象事業実施区域及びその周辺の河川には濁水に対して脆弱で絶滅

危惧種となっている魚類等が確認されていることから、工事中の排水等も十分配慮した計画とするほか、河川改修及び水路付け替えによる繁殖阻害の影響を低減させる環境保全措置の具体的内容の決定に当たっては、専門家の意見も聴きながら、水の濁りも含めて魚類等の生息環境への影響についても配慮すること。」でございます。

これに対して、都市計画決定権者の対応案は、「対象事業実施区域及びその周辺の河川には濁水に対して脆弱で絶滅危惧種となっている魚類等が確認されていることから、工事中の排水等について十分配慮した計画とします。

また、河川改修及び水路付け替えによる繁殖阻害の影響を低減させる環境保全措置の具体的内容の決定に当たっては、評価書 8-8-94 頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら、水の濁りも含めて魚類等の生息環境への影響についても配慮します。」とさせていただいております。

この中で大臣意見では、「専門家の意見も聴きながら」と述べられておりますが、対応案では、「既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら」としております。これは、事業者である国土交通省の全国ベースでの既存のデータや事例を参考にした上で学識経験者等の専門家に限定するのではなく、地元の有識者等も含めて相談して協議してまいりたいとの考えからでございます。

次に、四点目の意見として②植物等の移植について、「植物の移植は、生育地への影響の回避が困難である場合で、移植により環境への影響が低減できる場合において行われるべきものである。植物等の移植については、移植方法及び移植先の選定が移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家の意見を十分に聴いた上で慎重に行うこと。」でございます。

これに対して、都市計画決定権者の対応案は、「植物の移植にあたっては、生育地への影響の回避が困難である場合で、移植により環境への影響が低減できる場合において、移植方法及び移植先の選定について、評価書 8-9-79 頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施します。」とさせていただいております。

大臣意見では、「専門家の意見を十分に聴いた上で」と述べられておりますが、対応案には「既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら」としております。理由につきましては、先ほどの対応案同様でございます。

次に、五点目の意見として③環境保全措置の効果の検証について、「河川改修及び水路付け替えの内容並びに植物の移植に係る環境保全措置については、具体化された環境保全措

置等の内容及び効果を明らかにするため、事後調査等を行うとともに、専門家等の意見を聴きつつ、その効果を検証し、必要に応じて講じた措置や管理方法を改良すること。また、環境保全措置の効果の検証及び環境保全措置の改良の検討に当たっては、適宜、情報を公表するなど透明性及び客観性が確保された検討体制を整えること。」でございます。

これに対して、対応案は、「河川改修及び水路付け替えの内容並びに植物の移植に係る環境保全措置については、事後調査等を行い、専門家等の指導及び助言を得ながら、その効果を検証し、必要に応じて講じた措置や管理方法を改良します。

また、環境保全措置の効果の検証及び環境保全措置の改良の検討に当たっては、検討体制を整え、環境影響評価法第三十八条の二及び三の規定により適切に公表し、透明性及び客観性を確保します。」とさせていただきます。

対応案では、「専門家等の指導及び助言を得ながら」としております。これは、専門家に加えて、河川管理者等関係機関や地元の有識者等も含めて指導及び助言を得ながら行いたいとの考えからでございます。

3頁目をご覧ください。六点目の意見として（2）温室効果ガス等について「工事中の排出削減対策及び供用後の省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、計画路線に係る都市計画については、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。」でございます。

これに対して、対応案は、「工事中の排出削減対策及び供用後の省エネ設備の導入等については、その社会的要請と経済性・品質・供給状況等を踏まえて事業実施段階で検討し、温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握について、必要に応じて検討します。

計画路線に係る都市計画については、岐阜県地球温暖化対策実行計画（平成 23 年 6 月、岐阜県環境生活部）と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮します。」とさせていただきます。

対応案において、一行目からですが、「省エネ設備の導入等については、社会的要請と経済性・品質・供給状況等を踏まえて事業実施段階で検討し、」とさせていただきます。省エネ設備の導入等とは、例えば、道路照明にLEDを採用する等が考えられます。事業実施の際に様々な観点で最適な製品の採用を検討したいと考えております。

また、四行目からの「本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握について、必要に応じて検討します。」とさせていただいたのは、温室効果ガスについては、道路沿道だけでなく広域で評価すべきものと考えております。

しかしながら、現時点においては、道路事業として統一的な算出方法が確立されていない状況でございます。

今後、道路整備による温室効果ガス排出量の把握については、全国の道路事業として社会的機運が高まり、統一的な算出方法が確立された時点で検討を行いたいと考えております。

また、七行目からの岐阜県地球温暖化対策実行計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律で策定するものとなっており、その中で、温室効果ガス削減の取り組みとして、道路について、バイパスの整備や交差点の改良などのハード対策と公共交通機関の利用促進や信号サイクルの見直し等のソフト対策の両面から総合的な渋滞対策を推進し、主要渋滞ポイントの通過時間の短縮を目指すとなっております。本道路は、バイパスの整備を行いますので、この計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮しております。

七点目の意見は、「以上の内容及び予測・評価のために設定した対象事業実施区域の位置を評価書に適切に記載すること。」でございます。

これに対して、対応案は、「以上の内容については、環境影響評価書に記載しました。また、対象事業実施区域の位置については、評価書 3-4 頁に記載しました。」とさせていただいております。

最後の意見は、都市計画同意権者のみの意見で、「なお、上記以外においても、環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直すこと。」でございます。

これに対して、対応案は、「なお、上記以外においても、環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直しました。」とさせていただいております。

なお、岡田専門委員と北田専門委員は、本日ご欠席で、ございますが事前にご説明をさせていただいたところ、ご意見等はございませんでした。

また、急きょご欠席の新田専門委員からもご意見はございませんでした。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

ありがとうございました。

只今の国土交通大臣意見及び都市計画同意権者からの意見に対して、それに対する都市計画決定権者の対応案が説明されましたが、これについてどのようにするべきか審議させていただきます。ご意見・ご質問のある方はお願いします。

【福井専門委員】

総論の（１）のところですが、猛禽類の営巣状況等という言葉が、都市計画決定権者の対応（案）には記載がございませんが、これはどのように解釈すればよいでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

都市計画決定権者の対応（案）は、国土交通大臣と都市計画同意権者の意見を受けての対応とさせて頂いております。

【福井専門委員】

基本的になくなったということではないですね。

【都市政策課技術総括監】

はい。

【篠田部会長】

その他、ございますでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

先程の件ですが、補足させていただきたいと思います。

総論の（１）ですけれども、猛禽類の関係が都市計画決定権者の欄に書いていないのは、これも含めてですけれども、もう少し広く、工事中、供用後において現段階では予測し得なかった変化が見込まれる場合を対象にさせて頂いたということでございます。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

生活環境及び自然環境への影響全般についてということで、国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見の中に、含まれることが全部入っている、という理解ですね。

【都市政策課技術総括監】

はい。

【田中専門委員】

質問ですが、一番最後のところの補正事項に、「必要に応じ記載内容及び表記方法を見直

しました。」とあるのは、資料2の赤字のところを指しているのですか。

【都市政策課技術総括監】

はい、そのとおりです。

【篠田部会長】

資料2については、二つ目の議題のところでご説明頂くこととなっておりますが、今の質問については資料2に関係しているということですね。

その他、ございますでしょうか。

【西條専門委員】

1頁の(2)の補正事項のところ、それぞれの評価書の頁が入っていますが、これは前回の専門部会までに終わってますので、そこを参照すればわかるということでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

参照して頂くのは、今回のお配りした評価書の頁となります。

【西條専門委員】

一つだけ確認ですけれども、1頁の総論の(2)のところ、国土交通大臣等の意見がありまして、それに対応する都市計画決定権者の対応(案)の中に、それぞれの資料の頁があるのですけれども、例えばその8-13-4頁、これはまた後で審議するということよろしいですか。

【都市政策課技術総括監】

はい、議題の2でご審議をお願いします。

【篠田部会長】

資料1のところでは、左側の意見に対する対応が書いてあるということで、その中身のことについては、資料2で説明があるということですね。

その他、ございますでしょうか。

【西條専門委員】

すいません、度々。そうしますと、文言は議題2で審議すると捉えてよろしいですね。

【篠田部会長】

文言とその中身を含めてなんですけれども、基本的には今事務局が説明していただいたように、意見に対してほとんど同じ内容で了解しましたというスタイルで書かれているということですね。

【都市政策課技術総括監】

はい、そうでございます。

【篠田部会長】

よろしいでしょうか。

それでは、その他、特にご意見がないということですので、原案通りということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【篠田部会長】

ありがとうございました。

それでは、資料1の原案通りで了承されたということで、進めさせて頂きたいと思えます。

続きまして、二つ目の「評価書の補正(案)」について、事務局からご説明をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

議題の二番目でございます。

環境影響評価書の補正(案)について、ご説明させていただきます。

先程の都市計画同意権者意見の八番目において、なお書きで、「環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直すこと。」とありまして、見直しを行っております。

評価書の13-19頁をご覧ください。

本来ですと皆様にお配りしております、お手元の環境影響評価書13-19頁の「補正前の評価書から評価書への修正」、この修正をもって審議して頂くと良いのですが、その場合、どのように修正したのか、分かりにくくなりますので、今回、A3横の資料2ですが、「国道19号瑞浪恵那道路 評価書の補正(案)(補正箇所抜粋)」を配布させて頂いております。よろしく申し上げます。

全部で三十九項目あります。

国土交通大臣は、環境影響評価法に基づき環境大臣の意見を求めることになっております。その過程の中で、環境省が助言を行っており、この助言により、今回補正を行っているものでございます。

補正内容としては、表現の修正、補足事項や補足説明の追記を行ったものでございます。

1 頁目ですが、一番左の欄が評価書の記載頁、その右の欄が補正前評価書の記載内容、そしてその右の欄が補正（案）での記載内容で、一番右に補正内容を簡潔に記載しております。

評価書 1-1 頁及び、要約書の 1 頁を人事異動により、中部地方整備局長の氏名を修正いたしました。

次に、評価書 3-4 頁ですが、先ほどの大臣意見七点目の対応として「対象道路事業実施区域の幅を二百五十メートル幅から都市計画道路（案）作成時に参考とした道路幅に修正」したものでございます。これに伴い、他の頁の各種の図面についても、同様に修正いたしました。

次に、評価書 3-6 頁ですが、河川内工事（橋脚の設置等）の有無を追記いたしました。

次に、評価書 3-9 頁ですが、グリーン調達について追記いたしました。

次に、評価書 3-10 頁ですが、廃棄物を分類することが廃棄物の減量に繋がるものではないため、適切な表現へ修正いたしました。

次に、2 頁目でございます。

評価書 4-1-30 頁ですが、誤記を修正いたしました。

次に、評価書 4-2-46 頁ですが、出典資料を最新に更新いたしました。最新の出典に更新したことに伴い、備考欄を修正したものでございます。

次に、評価書 4-2-70 頁ですが、わかりやすい表現に修正したものと、誤記を修正いたしました。

次に、3 頁目ですが、評価書 7-1 頁を昆虫類、両生類に関して技術的助言の内容について補足事項を追記いたしました。専門家に助言を受けたのであれば、詳しく記載するように環境省から助言を受けたものでございます。

4 頁目ですが、評価書 8-2-1 頁を、環境省より対象調査地点を選定した理由を記載する旨の助言があり、調査地点選定理由を追記いたしました。

次に、評価書 8-2-13 頁ですが、防音パネル・シートの設置方法に関する文言を追記いたしました。

次は、評価書 8-2-14 頁ですが、注意書きに環境保全措置の具体化の検討を行う時期等を追記いたしました。先程、大臣意見 資料 1 の 1 頁の「総論（2）環境保全措置の具体化について」をご覧ください。四行目の「具体化の検討を行う時期等を評価書において明らか

にするとともに」の対応でございます。

資料2にお戻り下さい。

次に5頁目でございます。

評価書8-2-18頁ですが、調査地点選定理由を追記いたしました。

次に、評価書8-2-32頁ですが、同様に、調査地点選定理由を追記いたしました。

評価書8-2-48～53頁ですが、お手元の評価書8-2-48頁をご覧ください。環境省の助言により、注意書きに、縦軸の単位の説明を追記いたしました。

資料2にお戻り願います。

次に、5頁一番下の評価書8-2-54頁ですが、遮音壁の形状等として直立を追記いたしました。

次は、6頁目でございます。

評価書8-3-12頁ですが、調査データの処理方法を記載した補足説明を追記いたしました。

次に、評価書8-3-26頁ですが、補足説明等を追記いたしました。

次に、評価書8-3-28頁ですが、地盤卓越振動数の数字の算出根拠を追記いたしました。

次は、7頁目でございます。

評価書8-4-1頁ですが、調査地点選定理由を追記いたしました。

次の評価書8-4-10頁は、文言を修正いたしました。

同じく評価書8-4-11頁も、文言の修正でございます。

次に8頁目ですが、評価書8-5-9頁を大臣意見の対応として注意書きに、環境保全措置の具体化の検討を行う時期等を追記いたしました。

9頁目ですが、評価書8-8-49頁は、影響の程度の判断に関する追記を行いました。

次の、評価書8-8-85頁ですが、誤記を修正いたしました。

次に、評価書8-8-89頁ですが、環境省から助言がありましたので、第四次レッドリスト該当種及び、今後の該当種に対する予測・評価方法を追記いたしました。現地調査で確認した種のうち、第四次レッドリストにより新たに重要な種として位置付けられたものは鳥類1種、両生類1種、昆虫類6種、陸産・淡水産貝類2種、魚類1種でございます。これらの種については、工事の実施前に事業による変更区域での生息確認調査を行い、生息が確認された場合には、8-8-46頁に示す基本的な考え方に沿って予測及び評価、環境保全措置の検討を行うこととしております。

次に、評価書8-8-91頁ですが、猛禽類の環境保全措置の具体的内容を追記いたしました。

次、10 頁目ですが、評価書 8-8-93 頁を大臣意見の対応として注意書きに、環境保全措置の具体化の検討を行う時期等を追記いたしました。

注意書きに、検討の時期は路線などの概略の設計段階とし、専門家の指導・助言などを踏まえることを記載しております。

11 頁目ですが、評価書 8-8-94 頁について、環境保全措置の具体的内容を追記いたしました。

12 頁目ですが、評価書 8-9-46 頁について、影響の程度の判断に関する追記を行いました。

次に、評価書 8-9-75 頁ですが、先程と同様、第四次レッドリストにより新たに重要な種として位置付けられた植物のヒナザサについて、今後の該当種に対する予測・評価方法を追記いたしました。

次に、評価書 8-9-78 頁ですが、大臣意見の対応として注意書きに、環境保全措置の具体化の検討を行う時期等を追記いたしました。

資料 13 頁でございます。

評価書 8-10-20 頁ですが、影響の程度の判断に関する追記を行いました。

次に、評価書 8-10-36 頁ですが、大臣意見の対応として注意書きに、環境保全措置の具体化の検討を行う時期等を追記いたしました。

次に、評価書 8-10-37 頁ですが、同様に大臣意見の対応として注意書きに追記を行いました。

次に 14 頁でございます。

評価書 8-13-3 頁ですが、建設発生土以外を予測対象外とする理由を追記いたしました。

次に、評価書 8-13-4 頁ですが、文言を修正いたしました。

15 頁でございます。

評価書 8-13-4 頁は、文言の修正と、大臣意見の対応として注意書きに、環境保全措置の具体化の検討を行う時期等を追記いたしました。

最後に、評価書 8-13-5 頁ですが、文言を修正いたしました。

なお、岡田専門委員、北田専門委員に事前にご説明をいたしましたところ、ご意見等はありませんでした。

本日欠席のご連絡を頂きました新田専門委員から、一点、お手元の要約書の 13 頁ですが、「調査地点位置図（景観と人自然との触れ合いの活動の場）」の図面の関係で、凡例に楕円で、「景観資源」の部分で、肌色のようにになっているものが、図面では濃い茶色と言い

ますか赤と言いますか、四角の真ん中ちょっと左上の「1番」と、右上端の「3番」の色が異なっているので、直して欲しいというご意見を頂きましたので、こちらについては同じ色になるように修正させて頂きたいと考えております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

ありがとうございました。

それでは「環境影響評価書補正（案）」について、審議お願いいたします。

ご質問あるいはご意見のある方はお願いします。

【西條専門委員】

このアセス書の作成に前後して、岐阜県レッドリストの植物編が昨年の4月以降に改訂されましたね。それはこの報告書に反映されているのですか。

【都市政策課技術総括監】

昨年の6月に岐阜県レッドリストの植物編が改訂されましたが、こちらにつきましては評価書の12-4頁をご覧いただきたいと思います。

これは、環境部局としての立場の岐阜県知事意見の19番でございまして、こちらで知事意見がありまして、それに対して都市計画決定権者の見解ということで、「環境保全対策を講じます」としております。

【西條専門委員】

リストは全部、報告書の中で新しいものに差し替えられているという考えでよろしいでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

本体の中には差し替えていないですが、こちらの意見で見解を書かせていただいております。

【西條専門委員】

具体的な種名等は、参考資料か何か、あるいは別紙で示されるものでしょうか。

それは文言だけで検討しますというだけで、こういう種が削られたり、あるいはこういう種がノミネートされたりと具体的には明記しないということでしょうか。

例えばカヤなんかが落ちたけれども、そういうものは具体には明記しないということでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

はい、具体的には明記いたしておりません。

【西條専門委員】

それでよろしいわけでございますね。

これは意見ではなくて、少しお聞きしているものです。

【都市政策課技術総括監】

前回の専門部会で審議して頂き、「工事の実施前に事業による改変区域での生育状況を確認します。」という対応とさせて頂いたものです。

【西條専門委員】

失礼ですけど、これだけでは具体的な種はわかりませんね、記載してありませんから。そういうのはどのように説明されるのかなと思ひまして。何の種か具体的にすると、事業を行う場合には事業者の方はいいのかなと思うのですが。

【都市政策課技術総括監】

(スクリーンに岐阜県レッドリスト植物編に新たに対象となった種を投影しながら)

こちらの岐阜県のレッドリストの改訂の種に関しましては、事業者により新たに対象となった24種を調べておりますので、きちんと対応していくということでございます。

【西條専門委員】

記されていないものですから、手続き上どのようになっているのかと思ひまして、質問させていただきました。

【篠田部会長】

今のスクリーンの表はどこかに入っているのでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

いいえ、入っておりません。

【西條専門委員】

わかりました。

【篠田部会長】

その他、ございますでしょうか。

【梶浦専門委員】

3頁の動物のところ、昆虫類については、赤文字で書いてあるところの、「種の情報精度に注意すること」、こちら資料は公開されますか。

【都市政策課技術総括監】

はい。

【梶浦専門委員】

こちら文献のデータの精度が、非常にまずいところがあるものですから、3頁の赤字の上の動物のところ、「生息情報の整理を行うこと」というところも、できれば「種の情報精度について」と、入れて頂けるといいのですが。

昆虫については、そういう表現がなされていますね。

哺乳類も、「種の情報精度」は「生息情報の整理」に含まれていると思うのですが、表現をもう少し昆虫に即したような表現にして頂けると、いいのですが。

【福井専門委員】

哺乳類の先生からみると、文献に疑問の点があるのがわかっておられるということですね。精度に注意して欲しいという文言があった方がいいということですね。

【梶浦専門委員】

そうですね。

【都市政策課技術総括監】

哺乳類だけでしょうか。

【梶浦専門委員】

そうではなく、担当が哺乳類ですので、哺乳類についてはそうです。

「生息情報の整理」に意味は含まれるのですが、昆虫だけは「種の情報精度に注意すること」と書いてありますよね。

各分類群の全般に含めて頂いた方が良くと思います。昆虫だけが他の分類と違った表現で書いておられますので、一緒にするのはいかがでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

「7章第1節 専門家等による技術的助言」と言いますのは、最後の文言の書きぶりが「技術的助言を受けました」という結果を記載させていただいたものですから、この場の環境影響評価専門部会の議事録の中で、そういったご意見を頂いたと整理させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【梶浦専門委員】

はい、わかりました。

【篠田部会長】

これから行くことではなく、既に行った検討についてここに記載してあるということなので、ということですね。

【都市政策課技術総括監】

はい、そうです。

【篠田部会長】

このままということで、よろしいでしょうか。

その他、ございますでしょうか。

【田中専門委員】

資料2の9頁の8-8-89、新しいレッドリストで追加された種ですが、これに関して、後半の文章の中に「改変区域での生息確認調査を行い」とあります。この評価書の参考資料の9頁からの陸上昆虫類確認種一覧について、この確認資料というのは現地確認したものです。確認した場所については「改変区域」とは直接関係なく、その周辺も含めた調査地のデータですね。そうするとその確認表の中には、このリストに挙がってきている六種類全部確認されておりますね。

そうすると改めて、「改変区域」にいるかどうかを再度調査してと、捉えるべきですね。

【都市政策課技術総括監】

はい、そうです。

【田中専門委員】

先程の昆虫のところ、感想みたいなことなのですが、ここにある六種について、タバサナエつまりトンボ以外、ハチとガですが、この目録によりますと、改変される可能性のある地域あるいはその周辺部でこの種は確認されているわけですから、トンボ以外は確認するのは大変というか、困難なことが考えられます。

この周辺にいるということであれば、たぶん改変される場所にも生息しているのではないかと思いますよ、その可能性が高いと思うのです。だから、このタバサナエ以外のものについては、生息が予測される、その可能性が高いという見方をして処理をしていた方がいいという気がするのですが、いかがでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

事業者からお答えさせて頂きたいと思います。

【多治見砂防国道事務所調査設計課長】

今、先生から頂いた意見については、これは改訂前のレッドリストで調べたものがございますから、その種が貴重だということで、正直、調べていないところが種によってはあるということなので、今後、それを踏まえて調査をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【篠田部会長】

「確認された場合には」という下から二行目のところの文言を、確認されたからするのではなくて、「確認が予想される場合も含めて」ということがどうかという田中先生からのご質問かと思うのですがいかがでしょうか。

【田中専門委員】

これらのタバサナエ以外のものは、特に特殊な所にいるというものではないのです。

この目録で明らかに確認されているわけですから、改変された場所にいる可能性もかなり高いのです。ところが、それを確認するというのは、もし非常に短時間で確認するとなると、随分と人手をかけて詳しい調査をしないとわからないのです。

確かにわかりやすいのもあります。オオセイボウはわかりやすいのですけれども、蟻も場所を特定しながら調べていけば捕まるかもしれませんが、あとは飛ぶものですし、それから個体数が少ない場合、例えばウスジロドクガなんかは個体数が少ないと何年に一回くらいしか確認できないとか、そういう可能性もあるわけです。

目録に載っているのも、わりあい確認しやすかったものだという気がするのですが、短時間にこの確認ができるかどうかというところがちょっと心配ですので、生息の可能性が高いと思われるものと扱っていただいた方が無難かと思えます。

【都市政策課技術総括監】

今のご意見は、十分注意して調査を行いますということで、よろしいでしょうか。

【田中専門委員】

はい。

【梶浦専門委員】

今の件で、例えばトノサマガエルとか、モノアラガイとかオオギセルは確認した結果、既にこの文献に載っておりますよね。田中先生が言われましたように、確認された場合ではなくて既に載っていますので。

【田中専門委員】

載っているのですが、改変区域そのものじゃなくて、その周辺も含めての調査されたりストですから。

【篠田部会長】

今の田中先生のご意見は、この文章を変えるということではなく、そういうことも注意をして取り扱っていただきたいというご意見として扱わせて頂くことでよろしいでしょうか。

【田中専門委員】

はい。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

特にご意見は、もうないということでしたら、このご提案頂きました評価書の補正（案）を原案通りで進めさせていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【篠田部会長】

ありがとうございます。

それでは、議題2については異議なしということで、そのように取り扱わせて頂きます。

以上で、本日の議第は終了となりました。

それでは、事務局から「その他（今後のスケジュール）」についてご説明をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

それでは、最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

今後のスケジュールでございますが、今回の専門部会にてご審議いただきました補正後の評価書につきましては、3月に岐阜県都市計画審議会に諮らせて頂く予定でして、答申いただければ、その後、所定の手続きを行い、都市計画決定とともに環境影響評価書についても公告・縦覧する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

ありがとうございました。

ただいまのスケジュールに関するご説明ですけれども、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは特にご質問がないようですので、事務局の方に進行をお返しいたします。

ありがとうございました。

【都市政策課長】

篠田部会長、議事の進行ありがとうございました。

本日、大変貴重なご意見・ご審議をいただきましてありがとうございました。頂いたご意見を踏まえた形で、今後進めて参りたいと思っております。

本日、評価書の補正（案）にてご了解いただきましたので、速やかに今後の手続きに入りたいと考えております。

今回までご議論いただきました一般国道 19 号瑞浪恵那道路につきましては、来月の 3 月開催予定の岐阜県都市計画審議会にて承認されましたら、以後の審議はなく、本日の専門部会をもちまして終了となります。

一般国道 19 号瑞浪恵那道路につきましては、当専門部会で約 4 年半にわたってご議論していただきました。皆様方には、誠に長期間お世話になり誠にありがとうございました。

また、次回の専門部会につきましては、現在のところ該当案件の予定がございませんので、また案件が出てきましたら皆様方にご案内したいと思っておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

以上をもちまして、「第 17 回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会」を終了させていただきます。

長時間、大変ありがとうございました。

— 了 —